

# 学芸員資格を取得するまでの流れ

## 学芸員になる方法②

博物館法第5条1項第3号



## 文化庁の資格認定を受ける



### 試験認定（法定8科目）

学芸員課程の修得に代わる学力を試験

#### 出願できる条件

- ★ 大学院に入学できる者
- ★ 大学に2年以上在学、62単位以上を修得し、さらに博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 大学に入学できる者で、さらに博物館での実務経験4年以上の者
- ★ 教育職員の普通免許状を有する者で、さらに教育職員としての経験2年以上の者

博物館法施行規則第5条

### 審査認定（書面審査+面接）

博物館における学識及び業績を審査

#### 出願できる条件

- ★ 大学院を卒業して、博物館で働く
  - ・大学を卒業して、修士か博士の学位を取り、その後、博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 大学の先生として働く
  - ・大学で博物館に関する授業を2年以上教え、同時に、博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 以下に該当し、都道府県教育委員会が推薦する者
  - ・大学を卒業して学士の学位を取り、博物館での実務経験4年以上の者
  - ・大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者であって、博物館での実務経験6年以上の者
  - ・高校を卒業して大学に入れる学力がある者で、博物館での実務経験8年以上の者

博物館法施行規則第9条

● 全科目の合格で「筆記試験合格証書」交付

★ 博物館での実務経験1年以上※2

● 「合格証書」交付



学芸員資格を取得※1



### 令和6年度以降の学芸員資格認定の取扱いについて（予定）

|      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 試験認定 | ★     | ★     |       | ★     |       |
| 審査認定 | ★     |       | ★     |       | ★     |

学芸員の資格認定は、戦後まもない昭和30年から始まりました。当時は学芸員を養成する大学は6校しかありませんでしたが、現在では約300の大学で養成課程が開講されているほか、通信課程設置の大学の代替手段も充実していることから、令和6年度以降は2年に1回の頻度で試験認定または審査認定を実施する予定です。

※1 学芸員資格は、博物館において学芸員の職に就くための任用資格です。

※2 博物館での実務経験とは、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等の実務に従事した経験をいいます。また1年以上の実務経験とは、1日7時間45分で220日程度の勤務をいいます。